

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書について

2019年8月30日
株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業計画段階環境配慮書」(以下、配慮書という)を令和元年8月29日付で経済産業大臣、浜松市長へ送付しました。
つきましては、2019年8月30日(金)から2019年9月30日(月)まで配慮書を縦覧・閲覧いたします。また、配慮書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県浜松市天竜区佐久間町および龍山町地内

2. 配慮書及び要約書の縦覧・閲覧(縦覧・閲覧は、終了しました。)

- (1) 期間
2019年8月30日(金)から2019年9月30日(月)まで
- (2) 時間
土・日・祝日を除く開庁時
- (3) 場所
浜松市役所市政情報室
浜松市役所鴨江分庁舎四階環境部環境政策課
浜松市天竜区役所本館二階区振興課
佐久間協働センター
龍山協働センター
山香ふれあいセンター
浦川ふれあいセンター

3. 配慮書及び要約書(縦覧・閲覧は、終了しました。)

- (仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書
 - (仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書要約書
- ※閲覧の利用環境は、Internet Explorer を推奨します。

4. 意見書の提出(受付を終了しました。)

配慮書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所
法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 意見書の提出の対象である配慮書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]
(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書
- ③ 配慮書についての環境保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載してください。

(2) 提出期限

2019年9月30日(月)

(3) 提出方法

- ① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所に備え付けの意見書箱に投函してください。

② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送してください。ただし、2019年9月30日の消印まで有効とします。

(4) 郵送の場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市長区洲雲町4丁目45番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

(5) 意見書様式

意見書 (PDF) 意見書 (Word)

(注) 意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

電話番号 052-852-6991

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)